令和7年度
みなべ町産後ケア事業

産後ケア事業とは、出産後１年以内の育児や体調に不安を抱えているお母さんが、
こころと体のケアや授乳のアドバイスなどを医療機関や助産院から受けられる事業です。

宿泊型
お母さんと赤ちゃんが施設に宿泊して育児支援を受けられます

通所型
お母さんと赤ちゃんが日中に施設で育児支援を受けられます

訪問型
助産師等がご自宅へ訪問させていただき、育児支援を受けられます

- 授乳などの育児相談やアドバイス
- お母さんの体調チェック
- 乳房に関する指導管理
- その他個人のニーズに合わせたケア



対象者

みなべ町に住民登録がある出産後１年以内のお母さんと乳児

※お母さん又は赤ちゃんが、感染性疾患（麻しん・風しん・インフルエンザ等）に罹患している、またはその疑いがある場合や、お母さんに入院加療の必要がある場合は、ご利用いただけません。
※赤ちゃん、お母さんに医療行為の必要な方は対象となりません。
※流産、死産された方もご利用可能です。ふれ愛センターへご連絡ください。

申請方法

1．出生後、ふれあいセンターへ行く
2．同意書に記入し、提出する
3．後日、利用券等が郵送で届きます

※ご本人またはご家族の方が申請してください。
※申利用券等の発行までに２週間程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

≪必要書類≫

- **母子健康手帳**
- **所得証明書（転入等によりみなべ町に住民税課税情報がない場合）**

利用回数等

	利用上限回数･期間	
宿泊型	**6泊7日以内。**（1泊2日の場合、利用券を2枚使用します）	
通所型	合わせて12回まで	1回**3時間以内** （利用券を2枚使用することで延長できます）
訪問型		1回**1時間30分以内** （利用券を2枚使用することで延長できます）

利用方法や利用料については裏面へ

利用方法



●事前に下記実施施設に予約を入れてください。
●利用時は、利用する種類の利用券等を実施施設に提出してください。
●利用料等については、直接実施施設にお支払いください。
※サービス利用後の心身の状況について、実施施設から町へ報告をいただきます。
※里帰り出産等で、下記実施施設以外で産後ケア事業を利用された場合は、みなべ町が定める金額の範囲で、償還払いにより助成させていただきます。詳細については、みなべ町役場子育て推進課へお問い合わせください。
※みなべ町から転出された場合は、利用できません。

実施施設・利用料等

●産婦が属する世帯の住民税課税状況により、利用料の助成を受けられます。
＜課税世帯＞補助券（５回分発行）の使用により、１回あたり上限2,500円の助成
補助券は宿泊型・通所型・訪問型のいずれにも使用できます。
宿泊型における食事代金については実費となります。
補助券５回分使用後は、通常の利用料をお支払いください。

＜非課税世帯・生活保護受給世帯＞利用料が免除となり、宿泊の食事代は2,500円を超える分のみ自己負担となります。

※実施施設により、別途実費が必要となる場合がありますので、事前に実施施設にご確認ください。

実施施設	住所 申込先	受入可能月齢･宿泊受入可能日数･利用料等			流産･死産の相談
		宿泊型	通所型	訪問型	
ちひろ助産院	田辺市朝日ヶ丘3-20 ☎0739-22-1138 LINEで予約可能 ID:@096vzzbv	産後6か月まで　※宿泊数は要相談 2,500円＋食事代(朝食1,000円、昼食2,000円、夕食2,000円)	産後1年以内 800円	産後1年以内 800円	要相談
福助産院	田辺市明洋2丁目10-36 ☎0739-25-5193	産後1年未満　※6泊7日まで 2,500円＋食事代	産後1年以内 800円	産後1年以内 800円	○
新生助産所	上富田町市ノ瀬2256-15 ☎0739-49-0667	産後1年以内　※6泊7日まで 2,500円＋食事代	産後1年以内 800円	産後1年以内 800円	○
紀南病院	田辺市新庄町46-70 ☎0739-22-5000	産後1カ月以内　※6泊7日まで 2,500円＋食事代	―	―	○
榎本産婦人科	田辺市湊8-26 ☎0739-22-0019	―	産後3か月まで 800円	―	要相談
Viva Salute	みなべ町東本庄366 ☎090－6203－3952 LINEで予約可能	―	産後1年以内 800円	産後1年以内 800円	○
まある助産院	田辺市秋津町96-7 ☎080-3810-8300	―	―	産後1年以内 800円	○

【お問合せ先】
みなべ町役場　子育て推進課　保健師
電話　0739－33－7550